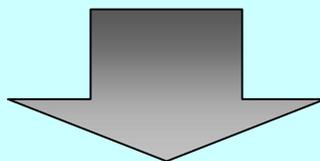


景観行政の取り組み

リゾートマンションブームによる
景観保全の気運の高まり

これが契機に



平成2年
山梨県 景観条例 制定

景観条例の概要

条例の趣旨 (平成2年10月20日条例を制定、H3.4.1施行)

かけがえのない自然景観や貴重な歴史的文化的景観を県民共有の財産として守り育て、後世に継承していくとともに、快適で魅力ある景観の保全及び創造を図り、個性豊かで潤いのある県土の実現を目的としている。

大規模建築物等の届出規制(県下全域)

景観形成地域の指定による景観形成

公共事業における景観形成の推進

住民自らの景観形成

大規模建築物等の届出規制

県内の全域を対象に一定規模を超える建築物や工作物の新築などの行為の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準に基づき必要な指導・助言を行う。

届出件数 : 建築物及び工作物は約100件 / 年
物品の集積・貯蔵は約 10件 / 年

景観形成地域の指定による景観形成

県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として指定し、一定規模を超える建築物や工作物の新築などの行為の届出を義務付け、景観形成基準に基づき、建築物等の形態や色彩、高さなどについて必要な指導・助言を行う。

指定箇所 : 清里景観形成地域(平成5年6月14日) 1カ所のみ
届出件数 : 約30件 / 年

公共事業における景観形成の推進

学校や庁舎、道路や河川、橋などの公共的施設は、みんなが利用するものであり、多くの人の眼に触れ、地域の景観づくりの大きな要素となる。

公共事業をする場合に、「公共事業等景観形成指針」に基づき、機能性や効率性と合わせて、周囲にうるおいとやすらぎを与えるものとなるように景観づくりのための配慮を率先して行い、地域の景観向上の先導的役割を果たす。

住民自らの景観形成

景観づくりの本質は、地域に住む人々が、その地域の景観を大切に考え、快適な環境をみんなで協力してつくることであため、地域での景観をよりよくするため、景観形成住民協定制度を設け、住民の自主的なまちづくり活動を推進する。

景観形成住民協定締結地域 : 13地区

景観法の制定

法以前の取組

500弱の地方公共団が自主条例として景観条例を制定するなどの取組

取組の限界

景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
自主条例に基づく届出・勧告制の限界

「美しい国づくり政策大綱」
(平成15年7月国土交通省)

「観光立国行動計画」
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

平成16年 景観法制定

景観法の内容

- 景観に関する基本理念
- 景観形成に取り組む主体(県、市町村)
- 景観計画
- 景観地区
- 景観協定
- その他

景観計画

- 景観行政団体が策定することで、景観計画区域内の良好な景観形成のための様々な景観行政が可能となる。
- 景観計画区域に指定されると、区域内で行われる建築行為、工作物等の建設行為等に対して、緩やかな規制誘導の仕組みとして、届出・勧告制が適用される。

* 届出が必要な建物等の規模は別途条例で定める。

景観計画の内容

- 景観計画の区域(景観計画区域)
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
(景観形成の基準)
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- その他

景観行政の主体を県から市町村へ

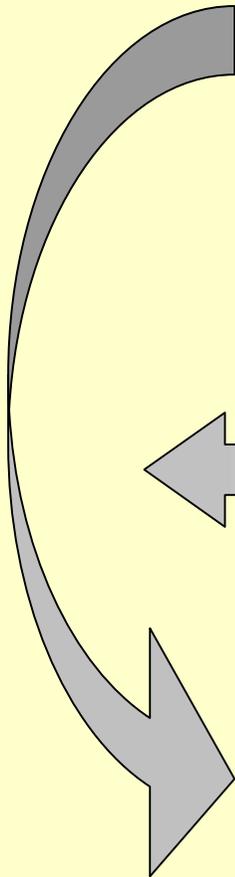
県景観条例

大規模建築物等の届出制度(県下全域)

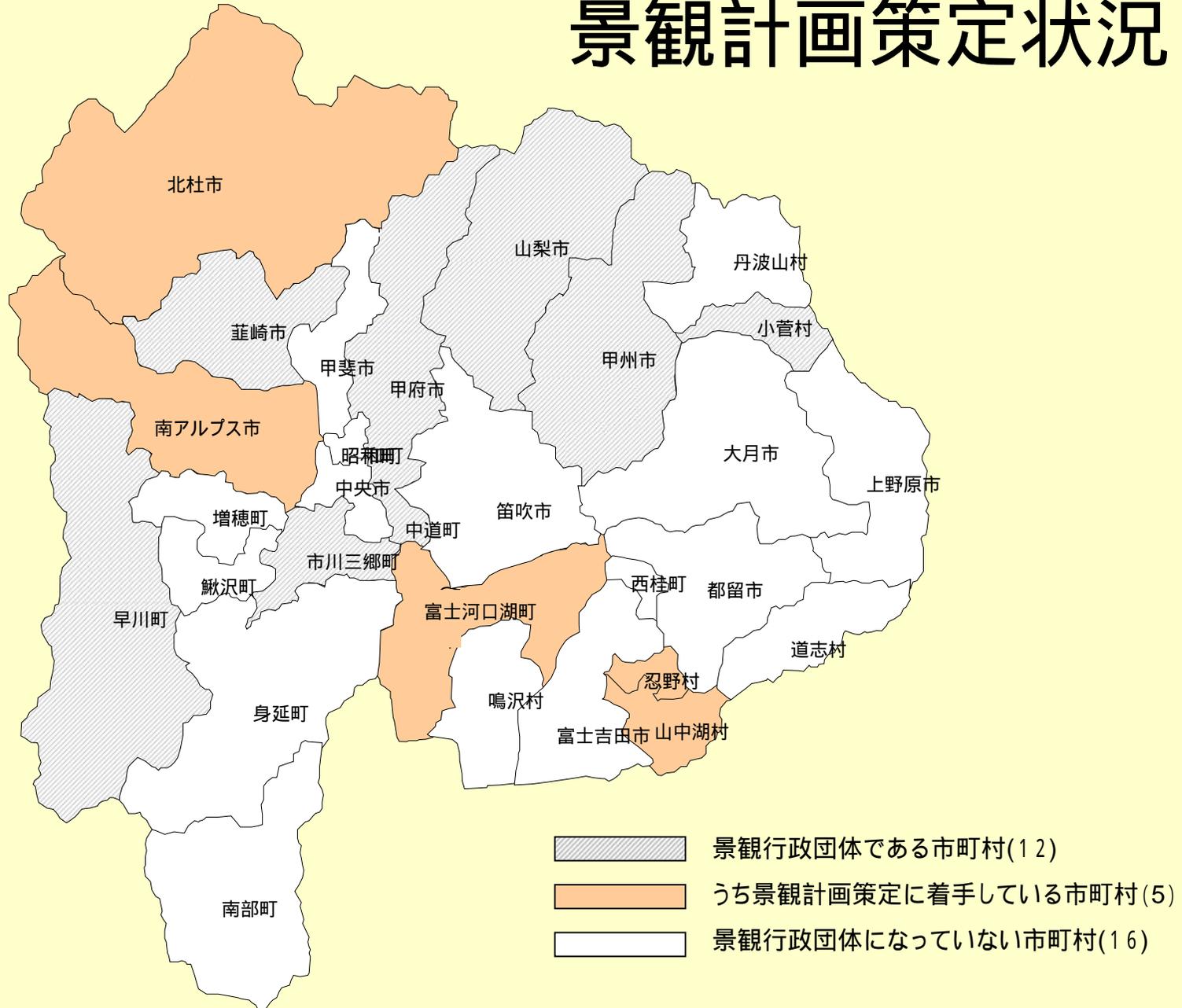
- 景観形成地域の指定及び建築物の届出制度
- 公共事業における景観形成
- 住民協定による景観形成

- ・ 景観法の活用
- ・ 地域の特色ある景観づくり

市町村の景観計画



景観計画策定状況



県と市町村の役割分担

県

景観条例や景観に関する関係法令の活用
公共事業における積極的な景観形成
各市町村の景観行政を支援
住民・事業者への普及啓発
広域的な景観形成への支援

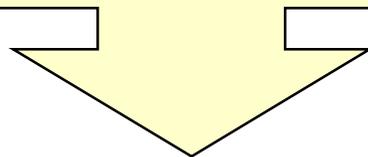
美しい県土づくりガイドライン
の策定(H20)

市町村

景観法による景観計画の策定
公共事業における良好な景観形成
住民活動と市町村の方策との連携
県が実施する景観方策との連携

美しい県土づくりの推進

市町村、事業者、住民がそれぞれの立場で景観づくりを行っていく上で、基本となる考え方を共有し、地域の個性や特性に応じた取り組みを推進するための手引き書の作成



美しい県土づくりガイドライン策定(H20)

県全体の景観形成の基本方針

広域景観のあり方

地域の実情に応じた景観づくり手法

景観計画の策定は・・・住民参加が重要



南アルプス市 ワークショップの 風景

- 地域毎のワークショップやシンポジウム等により、住民の景観意識を高めながら策定
- 策定には約2～3年の期間が必要

県の公共事業における 景観形成の例

電線類地中化事業



(県道富士河口湖線・河口湖)

街路事業(地中化、インターロッキング等)



(国道140号・石和市部通り)

着色ガードパイプへの変更



(国道358号線・精進湖畔)

景観に配慮した道路事業

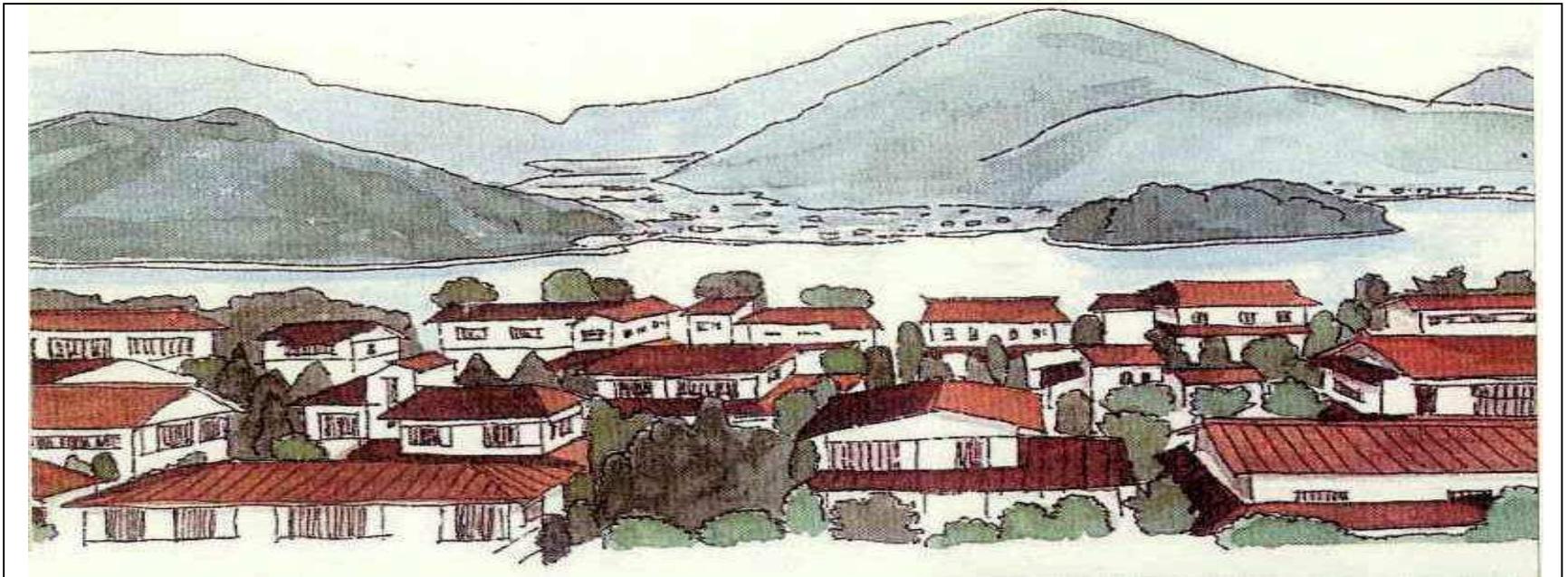
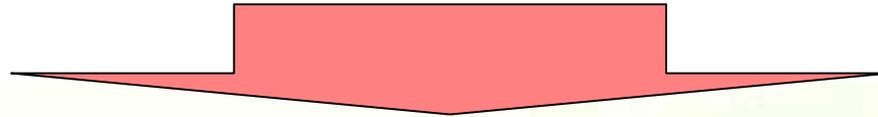
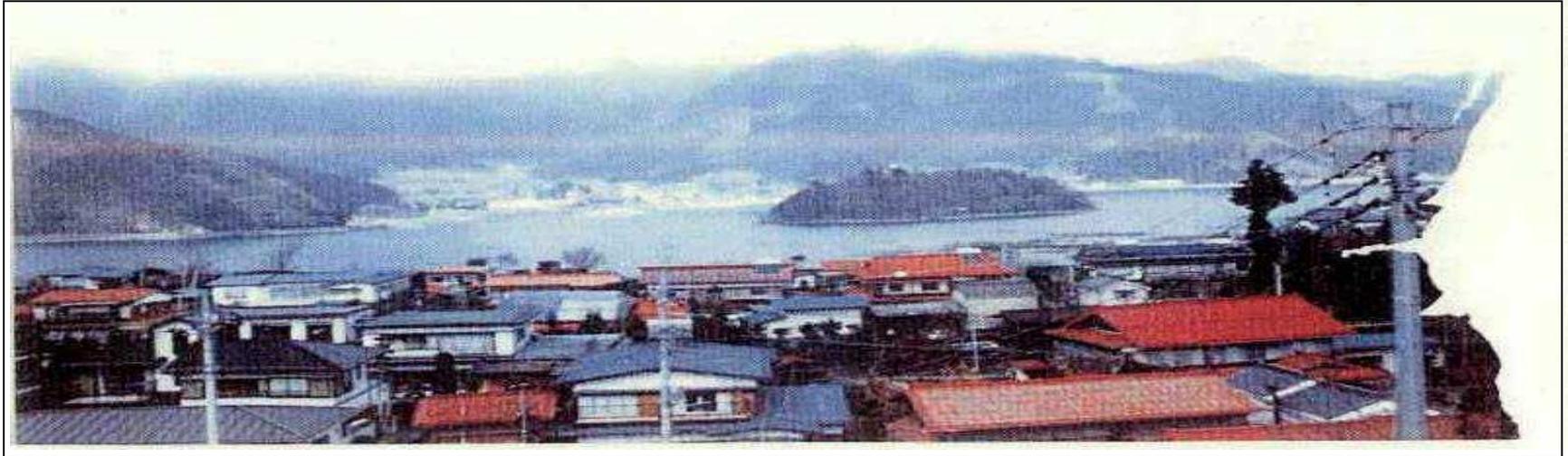


市町村の 景観形成事業の例



民間看板の集合化

屋根と壁の色の統一





廃屋の撤去



生け垣協定の推進・助成

A scenic landscape featuring Mount Fuji in the background, its peak covered in snow. In the foreground, a field of vibrant cosmos flowers in shades of pink, red, and white is in full bloom. A calm lake is visible in the middle ground, with a few people standing on the shore. The sky is a clear, bright blue.

環境やまなし創造会議